

アメリカ合衆国アンチダンピング税に関する最近の動向と、関税率見直し調査 (Administrative Review) による関税コスト削減の可能性について

I. 米国におけるアンチダンピング税算出方法(ゼロイング)が協定違反と判定される

2007年1月、WTOは米国が採用するゼロイングと呼ばれるアンチダンピング税の算出方法はWTO協定に違反するものであるとの判断を下しました。ゼロイングの手法を採用することによりアンチダンピング税率が不当に高く算定されているというのがWTOによる判断の骨子ですが、ゼロイングに関するWTOでの紛争、今回のWTOの判断については新聞報道、業界団体や経済産業省等の関連省庁ウェブサイトでも取り上げられておりますのでここでの詳細な説明は割愛させていただきます。

米国がWTOの判断に基づきゼロイングの採用を廃止した場合、アンチダンピング税率は大幅に下がるものと考えられており、よってアンチダンピング課税の対象となっている(又は今後なりうる)日系企業にとっては非常に有意義な判定であったといえます。ただし、WTOの判定に対する米国側の対応については未だ不明な点もあり、今後の動きについては注視が必要です。

本ニュースレターでは、これまで報道機関等に取り上げられることが少なかった米国アンチダンピング課税制度における「その他の税率」が日系企業に与える影響とその対応策について解説いたします。

II. 関税率見直し調査 (Administrative Review) による関税コスト削減の可能性について

1. 「生産者税率」 Vs. 「その他の税率」

米国におけるアンチダンピング税率は「生産者税率」と「その他の税率」に大別することができます。「生産者税率」は、米国外の生産者がAdministrative Review (米当局によるアンチダンピングマージンに関する調査)のプロセスを経ることにより取得することができる税率です。また、Administrative Reviewの結果として決定される税率であるため、異なる生産者は異なる税率を有することになります。

一方、「その他の税率」は「生産者税率」を持たない企業等に対して適用される税率であり、「生産者税率」と比較して高く設定されているのが一般的です。これはAdministrative Reviewのプロセスに乗っ取り米当局による調査を受けていない企業等に対しては、より不利な前提に基づき算出された税率を適用すべきであるという考えによるもので、結果として一部の日系企業にとり大きな関税コストにつながっているケースがみられます。以下、現在実際に適用されている「その他の税率」をご参照ください。

(表1)

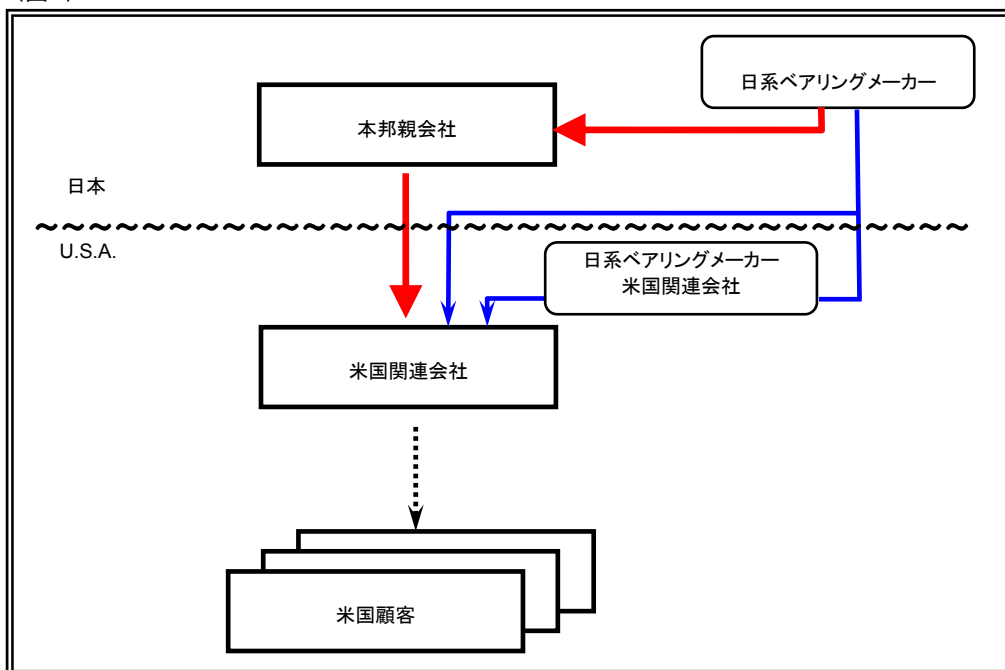
| ケース No. | 製品名称 | その他税率 (%) | 決済 (月) |
|-----------|--|-----------|--------|
| A-558-602 | 炭素鋼管用継手 (Carbon Steel Butt-Weld Pipe Fittings) | 49.46 | 2 |
| A-558-833 | ステンレス鋼棒 (Stainless Steel Bar) | 61.47 | 2 |
| A-558-847 | 炭素鋼板 (Carbon Steel Plate) | 10.78 | 2 |
| A-558-702 | ステンレス鋼管用継手 (Stainless Steel Butt-Weld Pipe Fitting) | 49.31 | 3 |
| A-558-856 | ステンレス形鋼 (Stainless Steel Angle) | 70.48 | 5 |
| A-558-804 | ボール ベアリング (Ball Bearings) | 45.83 | 5 |
| A-558-815 | 灰色ポルトランドセメント及びクリンカー (Gray Portland Cement and Clinker) | 70.23 | 5 |
| A-558-851 | ステンレス鋼管 (直径小) (Small Diameter Stainless Pipe) | 70.43 | 6 |
| A-558-850 | ステンレス鋼管 (直径大) (Large Diameter Stainless Pipe) | 68.80 | 6 |
| A-558-846 | 熱間圧延した炭素鋼平面製品 (Hot-Rolled Carbon Steel Flat Products) | 22.92 | 6 |
| A-558-838 | クラッド鋼板 (Cladsteel Plate) | 118.53 | 7 |
| A-558-861 | ポリビニル アルコール (Polyvinyl Alcohol) | 76.78 | 7 |
| A-558-854 | 圧延したスズ製品 (Tin Mill Products) | 32.52 | 8 |
| A-558-704 | 黄銅シート及びストリップ (Brass Sheet and Strip) | 45.72 | 8 |
| A-558-707 | 粒状ポリテトラフルオロエチレン樹脂 (Granular Polytetrafluoroethylene Resin) | 91.74 | 8 |
| A-558-824 | 耐食炭素鋼平面製品 (Corrosion-Resistant Carbon Steel Flat Products) | 36.41 | 8 |
| A-558-843 | ステンレス鋼線材 (Stainless Steel Wire Rod) | 25.26 | 9 |
| A-558-857 | 溶接したラインパイプ (直径大) (Welded Large Diameter Line Pipe) | 30.80 | 12 |
| A-558-866 | 脱気クロム超合金 (Superalloy Degassed Chromium) | 129.32 | 12 |
| A-558-046 | ポリプロピレンゴム (Polychloroprene Rubber) | 55.00 | 12 |
| A-558-068 | プレストレストコンクリート鉄鋼より線 (Prestressed Concrete Steelwire Strand) | 9.76 | 12 |

2. 「その他の税率」適用の対象企業

「その他の税率」は、「生産者税率」を持たない全ての企業等に対して適用されることとなりますが、「生産者税率」を持たないアンチダンピング対象製品の製造者に加え、「中間業者」(Intermediary) と呼ばれる製造者以外の企業も「その他の税率」の適用の対象となる点に注意が必要です。

以下は、日本所在の親会社が日本国内で購入したベアリングを米国子会社へ販売しているケースですが、この例では日本所在の親会社が「中間業者」として認定されることとなります。図中、青線の商流については、日系ベアリングメーカーの有する「生産者税率」(平均10%程度)が適用されるのに対し、赤線の間接業者経由の取引については「その他の税率」(45.83%)が適用されることとなります。たとえ製造元が「生産者税率」を保有している場合であっても「その他の税率」適用の対象となる点に注意が必要です。

(図1)



3. 対応について

上記のような商流・物流における「その他の税率」の適用による追加関税コストが高額となる場合、なんらかの対応策を講じる必要がでてきます。例えば、製造元との関連もありますが、まずは商物流の見直しによる「その他の税率」の回避が考えられます。ただし、オペレーション上の理由から「その他の税率」を100%回避することは難しいということであれば、金額的なインパクトを考慮した上で、Administrative Reviewの利用についても検討の余地があります。

例えばベアリングを例にとると、「その他の税率」が45.83%であるのに対し、「生産者税率」は平均10%程度であり、Administrative Reviewのプロセスを経ることにより「生産者税率」に近似した税率を確保できる可能性が高くなります。ただし、Administrative Reviewは時間と費用のかかるプロセスであり、その費用対効果については十分な検討(*)が必要となります。

(*)弊社では米国チームと連携し、Administrative Reviewの費用対効果の検証、及びAdministrative Reviewに係る包括的なサービスを提供させていただいております。Administrative Reviewに関する詳細情報につきましては、下記の担当者までご連絡ください。



4. Administrative Review 申請期限

Administrative Reviewの申請期限は、アンチダンピング案件毎に定められているため、タイムリーな対応が重要になります。例えば、日本製ベアリング案件は、各5月から翌年の4月までを1サイクルとし、毎年5月31日が各サイクルに対応するAdministrative Reviewの申請期限とされており、現在のサイクル(2006年5月から2007年4月までの1年間)に関するAdministrative Reviewの申請期限は本年5月31日となっています。つまり、本年5月31日までにAdministrative Reviewの申請を行わなかった場合、2006年5月から2007年4月まで行われた取引に対するアンチダンピング税は「その他の税率」に基づき確定されることとなります。なお、ベアリング以外の案件に関するAdministrative Review申請期限は、表1にあります決済月の末日となっておりますのでご参考ください。

About Us

Worldtrade Management Services (WMS)

プライスウォーターハウスクーパースでは関税に関する専門家チーム(Worldtrade Management Services)を日本、米国、ヨーロッパ各国に加え、シンガポール、香港、中国、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイ等のアジア全域を含む世界60カ国以上に展開しております。

Customs and Trade News

このニュースレターは、関税と貿易に関する動向等についてその概要をお伝えする目的で作成されたものです。このレターの内容を実際の業務及び事業等に適用する場合は必ず事前に専門家にご相談ください。また、法改正、その他注目すべき動向をタイムリーに提供させていただくため、随時発行となっております。お役に立てば幸いです。

なお、本ニュースレター、その他関税と貿易に関するテーマについてより詳細な内容等をご希望の場合には、下記までお問い合わせください。

PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル15階
Tel: 03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tax>

永井 宗比古

Tel: 03-5251-2844
e-mail: munehiko.nagai@jp.pwc.com

*connectedthinking

© 2006 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.